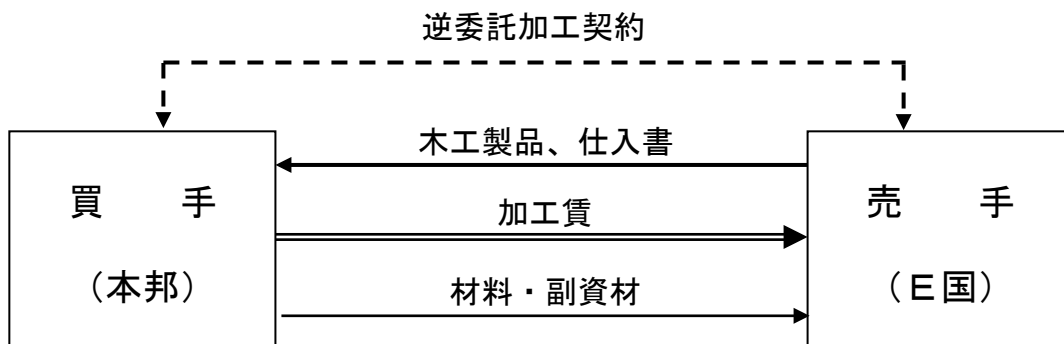


29. 売手に支払う輸入貨物の生産ロス分に係る加工賃



【照会要旨】

当社（買手）は、E国所在の売手との加工賃方式による逆委託加工貿易取引により木工製品を輸入します。

当社は、売手と締結した逆委託加工契約に基づき、輸入貨物の材料及び副資材を無償で提供し、加工賃を売手に支払います。

当社が無償で提供する材料等のすべては、輸入貨物の生産のために使用されますが、生産の過程で一定の生産ロスが発生します。

売手が当社に送付する仕入書に記載されている加工賃の額には、生産ロス分に係る加工賃も含まれており、当社は仕入書に記載されている加工賃の総額を売手に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、生産ロス分に係る加工賃は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う生産ロス分に係る加工賃は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものであるため、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う生産ロス分に係る加工賃は、輸入貨物に係る貴社と売手との逆委託加工契約に基づき、輸入取引に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものであるため、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

《参考》

加工賃方式による逆委託加工貿易取引により輸入される貨物は、形式的には売買により輸入される貨物ではありませんが、可能な限り取引価格を用いるというWTO関税評価協定の趣旨を

踏まえて、この取引を輸入取引と、この取引の委託者を買手と、受託者を売手と、その加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を現実支払価格とそれぞれみなし、輸入取引により輸入される貨物と同様に課税価格を計算します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第3項

関税定率法施行令第1条の4、第1条の9

関税定率法基本通達4-1(1)、4-2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)